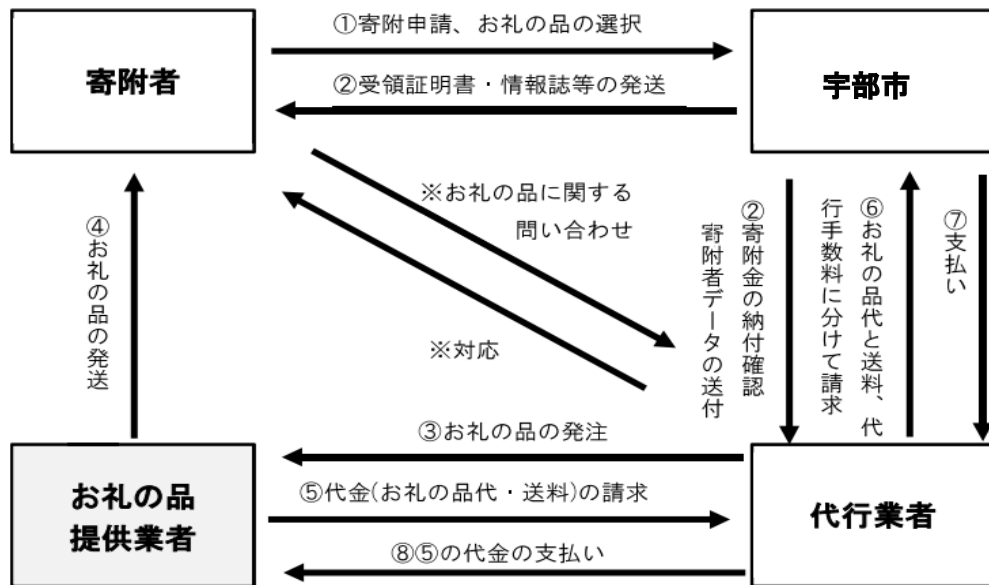


# 宇部市ふるさと納税応援事業者募集要項

## 1 目的

ふるさと納税制度による宇部市への寄附促進並びに地元産品等のPRによる販売促進及び地元産業の活性化を図るため、ふるさと納税に係る寄附採納事務取扱要領第12条第1項に基づき、「寄附者へ贈呈する商品・サービス」(以下「お礼の品」という。)を提供する「宇部市ふるさと納税応援事業者」(以下「応援事業者」という。)を募集します。

## 2 事業の流れ



## 3 応援事業者募集期間

※随時募集

## 4 応援事業者の要件

次の要件すべてに該当する者であること。

- (1) 5に該当するお礼の品の提供事業者であること。ただし、特に市長が認める場合は、この限りではない。
- (2) 市税等の滞納がないこと。
- (3) 代表者等が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律に掲げる暴力団員の構成員等でないこと。

## 5 お礼の品

### (1) 要件

次の要件すべてに該当するものであること。

ア 次のいずれかに該当するものであること。(当該各号のいずれかに該当するお礼の品とのみ交換さ

せるために提供するものを含む。)

(7) 宇部市内において生産されたものであること。

(イ) 宇部市内において原材料の主要な部分が生産されたものであること。

(ロ) 宇部市内において製造、加工その他の工程のうち主要な部分を行うことにより相応の付加価値が生じているものであること。ただし、当該工程が食肉の熟成又は玄米の精白である場合には、山口県内において生産されたものを原材料とするものに限ることとする。

(ハ) 宇部市内において生産されたものであって、近隣の他の市区町村の区域内において生産されたものと混在したものであること。(流通構造上、混在することが避けられない場合に限り。)

(ニ) 宇部市の広報の目的で生産されたキャラクターグッズ、オリジナルグッズその他これらに類するものであって、形状、名称その他の特徴から宇部市の独自のお礼の品であることが明白なものであること。

(ホ) (7)から(ハ)に該当するお礼の品に付帯するものと合わせて提供するものであって、当該お礼の品の価値が当該提供するものの価値全体の七割以上であること。

(ヘ) 宇部市内において提供される役務その他これに準ずるものであって、当該役務の主要な部分が宇部市に相当程度関連性のあるものであること。

(ヘ) 宇部市内において地域のエネルギー源により発電された電気であること。

(ケ) (7)から(ヘ)のいずれかに該当するお礼の品と山口県央連携都市圏域の自治体が同意し、それぞれの自治体が認めたお礼の品を組み合わせ提供すること。

(コ) 宇部市が近隣の他の市町と共同でこれらの市町において地場産品基準(総務省告示第179号第5条第1号から第7の2号まで)のいずれかに該当するものを共通のお礼の品等とするものであること。

(サ) 震災、風水害、落雷、火災その他これらに類する災害により甚大な被害を受けたことにより、その被害を受ける前に提供していた前(ア)~(コ)のいずれかに該当するお礼の品等を提供することができなくなった場合において、当該お礼の品等を代替するものとして提供するものであること。

イ 宇部市の知名度の向上及び魅力の発信に繋がるものであること。

ウ 品質及び数量の面において、安定供給が見込めるものであること。(期間限定・数量限定で供給可能なものは可。)

エ 金銭類似性の高いもの(プリペイドカード、商品券、電子マネー・ポイント・マイル、通信料金等)でないこと。

オ 資産性の高いものでないこと。

## (2) 価格

お礼の品の提供価格は、商品・サービス代、梱包代、消費税及び地方消費税を含むものとする。ただし、この価格に配送料は含まない。

なお、お礼の品の代金は、原則委託業者から月末締め翌月末払いで行われます。

また、寄附金額は、商品提供価格、送料に応じて宇部市が決定します。

## (3) 発送

お礼の品は、相応しい包装、破損等に対応する梱包を行い、遅延なく速やかに発送すること。

また、お礼の品の発送は、委託業者提携の配送業者を利用することとします。

なお、配送料は委託業者が配送業者に支払うため負担する必要はありません。

## 6 個人情報保護

応援事業者は、別紙「個人情報取扱業務特記事項」を遵守しなければなりません。

## 7 応援事業者のメリット

### (1) 自社商品の販路拡大・PR

市が運営するポータルサイトに自社商品を掲載し、全国に発信します。また、宇部市ウェブサイトや宇部市が作成するふるさと納税パンフレット等を通して、企業名、商品名等をPRします。

### (2) 登録手続きの簡素化

商品登録までの手続きを市が委託する事業者が伴走します。

紹介文や画像、動画等をご提供いただき、市が委託する事業者がポータルサイト掲載等を行います。ただし、一部サイトを除きます。

### (3) 費用負担無し

ポータルサイトの掲載手数料は無料です。また、商品発送にかかる費用も市が負担します。

## 8 申込方法

下記書類を持参、郵送、ファクシミリ又は電子メールにより提出してください。

- (1) 宇部市ふるさと納税応援事業者申込書(様式7号)
- (2) お礼の品明細
- (3) お礼の品写真
- (4) 会社案内、パンフレット等、申請者の事業内容が分かる
- (5) お礼の品の提供価格が分かる資料
- (6) その他市長が必要と認める書類

## 9 応援事業者の決定方法

応援事業者及びお礼の品の要件、その他必要な内容を審査し、適当と認められる場合は応援事業者として決定します。

## 10 報告義務

次のいずれかに該当するときは、速やかに市又は委託業者へ報告すること。

- (1) 応援事業者を辞退するとき
- (2) お礼の品の発送に遅延が生じたとき
- (3) 提供商品が製造・販売中止又は変更になったとき
- (4) 提供商品の品質及び送付過程等で事故等の問題が生じたとき
- (5) 提供商品の産地、製造者等の表示ラベルの内容等に問題が生じたとき
- (6) その他申込書の記載事項に変更が生じたとき

## 11 承認の取消

次のいずれかに該当するときは、応援事業者の承認を取消します。

- (1) 申し込み内容に虚偽があったとき
- (2) 応援事業者から申し出があったとき
- (3) 市が応援事業者又はお礼の品がふるさと納税の趣旨にふさわしくないと判断したとき
- (4) 市又は寄附者に損害を及ぼす行為があったとき

## 12 その他

均等な受注の機会を確保するため、お礼の品の内容により、1事業者が提供するお礼の品の品数に制限を設ける場合があります。

この要項に定めるもののほか必要な事項は、別に定めます。

### [提出先・お問い合わせ先]

〒755-8601 宇部市常盤町一丁目7番1号  
宇部市役所総合政策部移住定住推進課  
電話:0836-34-8168 FAX:0836-22-6008  
E-mail:iju@city.ube.yamaguchi.jp